

栃木県社会福祉士会会報

27号



〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6
TEL 028-600-1725
FAX 028-600-1730

発行 栃木県社会福祉士会
発行責任者 大友 崇義
編集責任者 長 秀紀

発行日 平成20年1月1日



限りなき前進！

栃木県社会福祉士会長
大友 崇義

役員紹介	2~3
トピック 権利擁護・後見人制度の現状と課題 ～私の実践から思うこと～ (3名の報告)	3~5
臨時総会報告	6
委員会・ブロック通信	6~8
編集後記	8

1 平成19年12月28日に県から栃木県社会福祉士会の社団法人化が正式に認可された。全国で20番目の法人化となる。会員500名が法人化の目安と考えていたが、325名の会員数で法人化できたことは、社会福祉士会に対する社会的な期待のあらわれの結果としてまず素直に喜びたい。また、この間の県の格別な配慮をはじめとして、大門社団法人化特別委員会委員長を中心とする同委員会委員の努力に感謝したい。

本会の法制的な枠組みが確立されたことによって、対外的には社会的責任を果たせる法人として県からの1000万円に近い「生活保護自立支援プログラム」事業の受託をはじめ、栃木県ソーシャルワーク共同事務所を構成する社会福祉専門職団体4団体の業務の受託、各種公的審議会・審査会委員の受任、成年後見制度の権利擁護事業の受任、公益に関連する各種の事業の受託などこれまでの300万円の予算から1200万円の予算をこなすことになった。

おりしも昨年12月末には社会福祉士法が改正され、社会福祉士の職域拡大、特に地方自治体における社会福祉士の任用、労働、司法、教育分野への任用、及び社会福祉士任用に関する介護報酬への反映など衆参両議院の付帯決議に盛り込まれ、社会福祉士の本格的な活用の新しい段階を迎えることになった。また社会福祉士の専門性を深めるために、大学等における社会福祉士養成カリキュラムが抜本的に改正され、人と環境の調整・改善を図る新カリキュラムのもと基礎自治体における地域福祉を目指すジェネラルソーシャルワーク、コミュニティソーシャルワークに関する専門性が一段と強化されることが明らかされた。現在、厚生労働省はこれらの改正意見のパブリックコメントを求めている。

主な改正点は、社会福祉士の大学等教員への任用、具体的には、ソーシャルワーク演習、実習指導に関する社会福祉士経験の重視、社会福祉士会による法人等の実習指導者の養成（2年で6000人）な



ど社会福祉士の活用及び会への期待の道筋が明示されることになった。12月26日には日本ソーシャルケアサービス従事者研究協議会：代表大橋謙策（構成団体－専門職4団体、社会福祉士養成校協会、介護福祉士養成校協会、社会福祉教育学校連盟、学会等）の会議が開催され、上記協議会の名のもと厚生労働大臣、各都道府県知事に福祉・介護サービス従事者の雇用・労働環境の整備の要望をはじめ社会福祉士については、日本社会福祉士会及び支部を中心として日本社会福祉士養成校協会と共に各都道府県知事に社会福祉士の任用について要望活動を行うことになった。

このような状況とリンクしながら、本会の法人化による活動が一段と活発化されることが社会的に要請されている情勢にある。本会の組織論は全国ではじめての組織論を2年前の中長期計画の中で明らかにし、①組織開発部、②ソーシャルワ

ク事業部、③ソーシャルワーク展開部、及び5地区ブロック制を新たに組織化し、三人の副会長の指揮のもと20を超える委員会が組織し、会員全員が1人1役の合言葉のもと多彩な活動を展開している。

これまでのなかよしクラブの段階から、今後はその雰囲気大切にしながらも本格的な「社会人」としての活動が問われていることを認識する必要がある。

組織の活性化の基本は、本会のミッションの内面化と事業計画にもとづいた日頃の各委員会活動、ブロック活動の深化にある。本年は、各委員長・ブロック長のリーダーシップのもと会員すべての参加・参画活動にあることを再確認し、本会の存在証明を内外に明らかにするため「顔の見える社会福祉士会」への飛躍を遂げる年としたい。

特集

社団法人栃木県社会福祉士会

役員紹介

社団法人となった、栃木県社会福祉士会新役員（理事・監事）の12名の皆様を紹介します。掲載の内容は以下の通りです。
氏名 ①氏名ふりがな、②所属（勤務先）名称、③職種名、④マイブーム、⑤社会福祉士会役員になつての抱負

理事

大友 崇義

①おおも たかよし②福島学院大学③教授
④美術館めぐり⑤社団法人栃木県社会福祉士会の歴史的な第一歩を踏み出す年となります。人間の尊厳の実現をミッションとし、県民福祉の向上を図る各種の公益事業を展開したい。また、このための組織基盤の強化、組織の活性化を図り、会の信頼を高め、社会福祉士の地位向上を図りたいと思います。



浅香 勉

①あさか つとむ②国際医療福祉大学 医療福祉学部医療福祉学科③准教授④バトミントン（地域・学生との交流に役立っています）・野球（施設職員・学生・地域住民等との交流に役立っています）・スキー（児童虐待等で帰省できない子供たちと交流してきました）⑤2007（H19）年9月28日には、昨年12月国連総会で採択された「障害者権利条約」に日本が署名しました。この第3条に示される「社会への完全かつ効果的参加とインクルージョン：包含・包摂」は、障害に限らず、高齢、児童においても目指される原則です。このことを微力ながら、私の専門である児童領域に限らずすべての領域で実現すべく、専門職養成・研修等に貢献したく考えています。



大門 美砂子

①だいもん みさこ②社会福祉士会大門福祉会 今泉保育園③園長④ワーグナーの楽曲⑤宇都宮駅を利用するとき、ホームレスの人々の様子にいつも胸が締め付けられます。ロシアを旅行したとき赤ちゃんを差し出して立っていた若い女性の姿が忘れられません。援助を必要としている人々のために、社会福祉士会が出来る事が多くあると思っています。そして、それが出来る会にしていきたいと思っています。



池谷 友夫

①いけたに ともお②障害者自立支援センター桜花③施設長④もともと山を登っていたのですが、最近では、家でJAZZをじっくり聞き直したり、やっと手に入れたリイシューのモズライトギターをいじったりして、音楽で癒されています。が、環境と条件を整えていつかまた、山と対峙できる日を心待ちにしています。⑤臨時総会が終わり、ここまで来たことでやっと一息ついた感じです。これも、事務局長の岡田さん、法人化特別委員会の大門さんや委員の方のご苦労があったからで、本当に頭の下がる思いです。栃木県社会福祉士会が社団法人になることで、会員の皆さんがあらゆる分野で専門性を発揮し、活動のベースとなることができるよう、今まで以上に努力し、会の発展に努めていきたいと思っています。微力ですが、よろしく願いいたします。



岡田 敦史

①おかだ あつし②地域包括支援センター雀宮③社会福祉士④1、Swimming（往年のSwimmer達を横目に、60分間足を着けずに泳ぎ切ることがGoalです。従って自宅の風呂でも潜って猛特訓中！）2、漫才（M-1GP2007で王者になったサンドウィッチマンのボケ役富澤君は、大学時代のバイト仲間。あれから10年、まだお笑いをやっていたとは脱帽です。賞金1000万は今までの生活費返済に充てられるでしょう。）3、ウルトラ怪獣（我が家ではウルトラマンごっこがBoom、従って怪獣役は日頃から怪獣の種類を研究せねば…）⑤先達のSocialworkへの思いを胸に、課せられた使命は大きいものです。会員の技量を栃木県社会福祉発展に寄与すべく、社会福祉士自身のEmpowermentが図れるよう基盤整備と本会組織の活性化を図り、また社会福祉士法改正事項を踏まえ、信用・信頼・責任をもった活動支援ができるよう執行に尽力します。



古市 照人

①ふるいち てるひと②獨協医科大学 リハビリテーション科学③教授④病院機能評価合格⑤この度の社団法人設立につきましては誠にありがとうございます。これまで私はノーマライゼーションを目標にリハビリ医として臨床、教育に従事してまいりましたが、重要な岐路においては常に皆様方からの適切なご指導をいただいていたと記憶しております。これからは、皆様方のために私が少しでもお役に立てれば望外の喜びです。今後ともご指導、ご鞭撻よろしくお願ひ申し上げます。



山田 昇

①やまだ のぼる②佐野短期大学 社会福祉学科③教授④サッカー（シニアチームの現役選手です）・ウォーキング・ハイキング⑤かつて福祉の先輩に「地域を耕すこと」の大事さの指導を受け、地域福祉の研究と実践を続けてきました。また、福祉は「熱い胸と冷たい頭」が必要なことも学びました。これまでのささやかな体験が、福祉士会のお役に立てればと考えております。



岩崎 俊雄

①いわさき としお②社会福祉法人 すぎのこ会③理事長⑤「親は敵であり、入所施設は障害者の牢獄である」。脳性マヒの先輩の強烈な個性のある障害者観が、障害者問題から離れることを許さなかった。そして、人生の折り返し点を過ぎた今になって、故人となられた彼の気持ちが理解できるようになったような気がする。主体は誰なのか？障害者本位なのか？国民的理解なのか？改めて考え直す契機としたい。



金澤 林子

①かなざわ しげこ②特別養護老人ホームマイホームきよはら③施設長④人との交流⑤弱者の声を届けたい。また、社会福祉士が地域に出て活動できるように支援していきたい。



富田 達雄

①とみた たつお②社会福祉法人栃木県社会福祉協議会③事務局長④地元自治会の人達と年に数回ゴルフをすることが楽しみの一つです。⑤新年おめでとうございます。また念願でありました「社団法人栃木県社会福祉士会」の設立重ねておめでとうございます。法人化された本会が、社会福祉関係機関・団体・施設等との連携のもとに、本県社会福祉の増進にますます貢献できるよう微力ながらお手伝いできればと考えています。



監事

増田 俊雄

①ますだ としお②栃木県河内農業振興事務所③行政（事務吏員）次長兼管理部長⑤平成18年4月から栃木県社会福祉士会の監事を仰せつかっています。私は現在、栃木県の行政職員のため、社会福祉とは直接関係のない農業・農村の振興・食の安全・安心などを取り扱う部分で働いております。社会福祉との関わりといえば、前職であった栃木県南高等看護学院の看護師養成課程で「社会福祉」の講義を3年続けていることぐらいですが、1コマ90分・全15コマを4日から7日かけて講義しますので、必死になって情報収集や事前学習をしています。それでも毎回反省反省で学生に満足してもらっているか不安であります。当会では引き続き監事として会の発展のため奮起していきたいと思ひます。



瀬尾 充男

①せお みつお②宇都宮市社会福祉審議会委員（地域福祉専門部会会長）宇都宮市（保健福祉関係）苦情処理第三者委員③栃木県社会福祉士会 監事④21年間の民生委員を去る11月30日退任（年齢制限）した。今後は、在職中の経験を生かし地域福祉の分野で、特に、相談、「市災害時対策マニュアル」の実効面で協力したい。⑤「監事」との話があった時は、数字に疎い私が・・・と即座に断ったが、21年間、民生委員として地域福祉に係わった経験から、専門職の社会福祉士の皆さんとは違った観点から、何か私でお役に立てることがあれば・・・と、お受けすることになりました。ご指導をよろしくお願ひします。民生委員の信条である「住民の立場」に立っての相談、自立支援の援助は、貴会の目的にも合致すると思ひ、地域福祉の向上に尽力したいと思ひます。



トピック

今回は、高齢化・社会情勢の変化等により必要性が増している権利擁護・後見人制度の現状と課題について、それぞれことなる立場からかかわる3名の社会福祉士の方に語っていただきました。

権利擁護・後見人制度の現状と課題～私の実践から思うこと～

佐野市地域包括支援センター さの社協 佐藤 清子

佐野市は2か所地域包括支援センターがあり、1か所は直営で、さの社協は委託となっている。人口12万6千人、高齢化率22.0%で、さの社協の担当圏域人口は7万5千人、高齢化率は20.2%となっており、社会福祉士の配置は1名となってい

る。当事業所は在宅介護支援センターなどの経験がなく、地域包括支援センターを受託しました。包括支援センターの認知度はまだまだ低く、当センターでの成年後見制度の相談実績は延件数でH18年度は8件、H19年度は上半期で32件となっ

いる。支援内容は、制度の内容や手続きについての説明、支援となっている。

これまでに、スムーズに成年後見制度の利用につながったのは、理解があり手続きに動ける親族がいる、親族の後見は難しいが、財産があるために第三者後見をお願いできる、また、任意後見を利用した場合などのケースである。しかし、成年後見制度の利用が困難になってくるのが、親族がいない、親族はいるが協力を得られないなど申立人を選定するのが難しい、親族で後見人等になってもらえる人がいない、経済的に後見人等の料金の支払いが困難と思われる場合である。このようなケースは今後ますます増加すると思われる。

また、すでに福祉サービス利用援助事業を利用しているが、生活支援員が届けた生活費をしまい忘れ手元になくなってしまい、本人が書いたと思われる署名も自分の字だと認めるが、自分は書いてないという方に、悪徳商法などに騙されないように成年後見制度の利用を勧めているが、本人の同意が得られず、話が進まないというケースもある。

転ばぬ先の杖ではないが、自分で判断できるう

ちに任意後見制度を利用しておくこともいいように思われる。また、法定後見制度を利用したいと思った時に早く利用につながるように審判のスピードアップも望まれる。そして、親族のいない方、経済的に費用負担が難しい方に対しては、市町村長申立や成年後見制度利用支援事業を利用するなど必要になってくる。これらは市町村の事業なのでなかなか利用には厳しい審査や時間がかかる可能性はある。その他、公益信託成年後見助成基金という制度の活用、第三者後見としての法人後見の活用など、いろいろな可能性を探っていかなければならないと感じている。今後法人後見を受けられる組織が増えていくことを期待している。これからますます親族関係の希薄化が進み、認知症高齢者の増加、親族のいない一人暮らしの高齢者の増加が予想される中、制度のPR、包括支援センターなどの相談窓口のPR、気軽に相談できる相談窓口の充実も図っていかねばならない。また、本人努力としてもなるべく認知症にならない努力、なってしまった時にも自分自身を守れるように準備しておくことも必要になってくる。

権利擁護・後見人制度の現状と課題～私の実践から思うこと～

社会福祉法人 足利市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業(旧:地域福祉権利擁護事業)あすてらすあしかが
専門員 大橋 真理子

私は、今年度4月よりあすてらすあしかがが新たに設置されたことにより、専門員として配置されました。

本事業は、認知症高齢者や精神障害・知的障害等により、日常的な金銭管理や通帳・印鑑の保管・福祉サービスの利用手続きなどを自己の判断で適切に行なうことが困難な方が利用されています。平成19年12月現在の利用者は32名で、その6割は高齢者でそのほとんどは独居高齢者です。近年の少子・高齢化や核家族化の進行等により独居高齢者が増加し、加えて親族関係の不調や地域・社会関係の希薄さなどにより、今後の生活に不安を抱えている方が多くいます。そういった社会情勢の流れから、相談件数・利用者数は年々増加傾向にあります。しかし、あすてらすの契約に結びついたケースはほんの一部にすぎません。必要であるにもかかわらず、本事業の利用に結びついていない方がたくさんいるのが現状です。特に、独居高齢者が多いことにより、地域とのかかわりが希薄になり、ニーズが潜在化してしまい、発見が遅く

なることがあります。課題としては、第一に、初回相談は施設関係者からの相談が多く、利用者となる本人自身は必要性を感じていなかったり、抵抗感が強かったりすることがあります。この事業は利用者主体のサービスであり、本人の希望を尊重しつつ良い方向へ結びつけていくことが大切になります。ですから本人の自己決定権を尊重しつつ、本人の利用意思が確認できるまで、繰り返し訪問や相談援助を続けることが必要です。第二に、この事業について周知しているものの、浸透していないという現状があります。利用者を支援していくにあたって、地域・関係機関との連携が不可欠です。よりネットワーク、それぞれの専門職が連携・協働関係を構築し、利用者の自立した生活を総合的に支援することが求められます。そのことにより、地域に潜在している要支援者の早期発見につながっていくこととなります。第三に、無事に契約できたとしても、利用者の判断能力は年々少しずつ低下していきます。あすてらすは自己判断能力がある方

が利用対象となっていますので、本来であれば成年後見制度へと移行していきます。しかし、費用の問題や申立人がいない・制度が複雑で理解しにくいなどの理由からスムーズに移行していかない現状があったり、親族で旧禁治産者制度の名残があり、抵抗がある方がいらっしゃる場合があります。そのため継続してあすてらすのサービスを利用している方もいます。誰もが使いやすく、抵抗のない制度として整備することが課題となっています。また、日常生活自立支援事業と成年後見制度の各専門家が連携し、判断能力が低下し自己判断が難

しくなったときは、成年後見制度へと移行できるような体制作りが求められます。

そのためには、必要とする方が、スムーズに成年後見制度へと移行できるよう、利用者の状況を適切に把握し、移行するタイミングを見極める力量が専門員には求められていると思います。

以上三つの課題を述べてきましたが、専門員として常に他の専門職と情報交換をし、利用者が安心して地域生活が送れるように支援していくことを日々心がけています。

権利擁護・後見人制度の現状と課題～私の実践から思うこと～

成年後見センター「ばあとなあ」成年後見人(恵友会理事) 瀬尾 勝

障害者と共に歩んで、30年になります。仕事以外にも、障害者の力になりたいと思い、その一つとして、成年後見人を受任しています。受任してまだ一年半ですが、現状と課題を述べてみます。

家裁より、成年後見センター「ばあとなあ」事務局に、身寄りのない障害者の第三者後見人を推薦してほしいということで、会より、私の方に打診がありました。推薦を受けた私の方も、かねてから話があったら、是非やりたいと思っていたのでお受けしました。2ヶ月ほどしてから、家裁より、後見人審判の通知があり、一週間以内に非後見人に会ってくださいという事なので、入所施設を訪問しました。そこで、本人をはじめ関係者に同席してもらい、後見人の挨拶と方針は伝えました。後見人の活動には、大きく分けて二つあり、まず、財産管理ですが、他の後見人活動をされている方のほとんどは、預金、証書等を引き上げ、後見人名義で管理しているところですが、私の場合、とりあえずは、施設の管理体制は、適切なことを仕事上理解しているので、施設側に、預かりをお願いしました。

後見人としては、毎月施設に出向き、収入、支出の帳簿、通帳を確認することにより、管理することにしました。日常的な買物は、校牽引の同意がなくても可能としました。

二つめの身上監護におきましては、毎月1回は、本人に会い、この目で見て状況を把握し、支援記録をみて方針を出していきます。私は、この身上監護に重点を置いています。

また、後見活動がより本人のためになるように、

私の場合は、その施設の保護者会活動に参加しています。このことは、制度的には、後見活動からは、若干それるかもしれませんが、結果的には、本人の利益になる行為だと思っています。

報酬もいただいていません。そのつもりで活動をしているのですが、ただ、「ばあとなあ」の一員としての活動もあるので、私一人の問題ではなく、これから希望に燃えてやろうとしている人に、手弁当でやってくださいというのも限界があると思っています。

このように後見活動は、後見人しだいどこまでやるというものでもなく、奥が深く、情熱的な仕事です。会員の方、切磋琢磨し、共に社会貢献していきましょう。

その他の課題～・親族がいない場合の医療同意をどうするか。・死後のかわり方。・本人の意志が障害のため困難で本人の意向が分からないとき。・障害者自立支援法になり、生活するために預貯金を削っている。…これからは、活動しながら、検討しています。

「ばあとなあ」のコメント

成年後見活動の報酬は、1年程度活動した後、家庭裁判所に報酬付与の申立をします。家庭裁判所では、後見人の活動内容や本人の資産を勘案して、それまでの活動に対しての報酬額を決定し、後見人に通知します。このあと、本人の預貯金から報酬額を引き出すかどうかは、後見人次第です。ばあとなあでは、報酬付与の申立をするよう申し合わせをしています。

臨時総会報告

平成19年10月27日（土）に、とちぎ健康の森大会議室にて社団法人日本社会福祉士会栃木県支部（栃木県社会福祉士会）臨時総会が開催された。

総会は、まず本会会則第19条第2項に基づき、岡田事務局長が本総会の議長選出を諮ったところ、事務局一任により、齋藤禎氏が満場一致で議長に選出された。議長挨拶の後、岡田事務局長より、会員総数320名、出席会員数289名、欠席会員数31名、会則第26条に基づく定足数240名と報告され、本総会が定足数を満たし有効に成立することが確認された。また、議長より議事録署名人に次の2名の推薦方が提案されたところ、異議無く承認され議事の審議に入った。

第一号議案の社団法人栃木県社会福祉士会の設立に伴い、栃木県社会福祉士会を解散し、残余財

産ならびに事業の一切を同会へ無償譲渡する件を審議した。大友崇義会長より、本会の本県における社会的責任を遂行するために、社団法人栃木県社会福祉士会の設立を図る趣旨が述べられ、本会会則第26条の規定に基づき、本会を解散し、その残余財産ならびに事業の一切を同会へ無償譲渡したい旨説明があった。また、大門理事より平成19年10月1日現在における残余財産の状況についての補足説明があり、議長が本議案の賛否を諮ったところ、全員異議無く、満場一致で承認され、本会は可決された。なお、社団法人設立許可がおりるまでの日本社会福祉士会栃木県支部決算報告は平成20年5月の総会で行うことも併せて承認され、可決された。



委員会・ブロック通信



このコーナーでは、委員会・ブロックの9月から12月までの各委員会・ブロックの活動報告ならびに1月～3月の研修会等の予定を紹介します。各委員会・ブロックとも特色のある活動を転載していますので、是非活動に参加してみてください。お問い合わせは、栃木県社会福祉士会までお願いします。



自立支援専門委員会

太田 芳一

栃木県から委託事業である生活保護受給者の自立支援業務を円滑に行なうために、県南保健福祉センターと共同でのケース検討会（毎月1回）とレベルアップのための勉強会（2か月毎）を行なっています。若干の成果は出ていますが、少しずつ前進というところでしょうか。やりがいもありますが、社会福祉士としての専門性が試される業務でもあります。

来年度栃木県は、全健康福祉センターにこの業務を拡大する方向と聞いておりますが、そうすると自立支援専門員の増員が必要になります。ご希望の方は、是非ご連絡下さい。



第三者評価委員会

曾根 俊彦

平成19年11月24日に委員会を実施しました。10

名の委員全員参加で行われました。PR用のパンフレットを作成作業に着手しました。年度内に完成しますので会員の皆様からのPRもよろしくお願いします。

毎月一回の委員会開催を定例化し、評価委員としての資質を高めるため勉強会を実施していくことが確認されました。

社団化が現実のものとなり日本社会福祉士会の第三者評価機関から社団法人栃木県社会福祉士会としての第三者評価機関への移行手続きを開始します。



はあとなあこちき

関 久美子

11月に「全国ばあとなあ担当者会議」が東京で開催されました。成年後見受任件数および受任者の増大に伴い、これまで通信で行っていた成年後見人養成研修は、2008年度を持って終了し、2009年度からは各支部およびブロックにおいて開催さ

れることになりました。現在、栃木では支部での開催はしておらず、通信または関東ブロックで開催される研修を受講しています。成年後見人養成研修の受講希望者は、今後発送されるニュースや通知など注意してごらんになってください。

最後に、研修会のご案内。すでにみなさんのお手元に届いていると思いますが、2008年2月に成年後見制度活用講座を開催します。今回は、申立書の書き方の演習など取り入れたより実践的な内容になっています。ぜひご参加くださいませ。



養成支援委員会

大石 剛史

6月から始まった社会福祉士受験対策講座が12月22日をもって終了。10月には全国統一模試、11月と12月にはグループワークや問一答などの試験直前対策、また本講座の合間には、養成支援委員と受講生が一体となったグループ学習会を行い、本試験に向けてそれぞれの受講生が頑張りました。

本試験は1月27日。受講生の皆さんには、学習の成果を十分に発揮して、必ず合格を勝ち取って欲しいと思います。



研修交流支援委員会

鈴木 孝尚

研修交流支援委員会では、毎月第3水曜日に委員会を開催し、研修会等の企画・運営の検討を重ねています。10月14日に行われた研修会には44名が参加し、医療的ケアを必要とする方への支援体制について学びを深めました。12月2日には『コミュニケーションが一日で上手くなる講座』と題し、丸山隆先生を講師に迎え研修会を開催しました。

平成20年2月には『地域包括における社会福祉士だから出来ること』をテーマにシンポジウム形式で研修会を開催する予定です。



地域包括支援委員会

寺内 貞雄

地域包括支援センターも業務開始して1年半が過ぎました。この間の悩みながらの業務を自ら評価し、専門家のアドバイスを得ながら今後の業務に生かせるよう、同センターに勤務する社会福祉士の方、その他の職種の方を対象とし、評価シートを用いて「地域包括支援センター業務評価研修」を開催しています。県内3会場（県北～12月1日、県央・県南～12月15日）で行ないました。委員会

は9月と11月の2回行ないました。



調査研究委員会

若倉 健

調査研究委員会では、今年度も「栃木県社会福祉士会 社会福祉研究」を発刊いたします。投稿規定の概要と申し込み先は以下の通りです。ご投稿していただいた方には、委員会から謝礼をさせていただきたいと考えています。奮ってご応募下さい。

1. 栃木県の社会福祉士の学術的発展に寄与する論文として、「論考」、「総説」、「研究論文」、「実践報告」の投稿を受け付けます。締め切りは、平成20年2月末日までです。
2. 論文はワードで作成し、長さは、本文、文献、図・表合わせて400字原稿用紙30枚以内(12000字以内)程度で、図・表は1枚1点で5枚以内です。
3. 申し込みは、原稿1部と原稿を保存したフロッピーを簡易書留で下記宛に郵送して下さい。〒324-8501大田原市北金丸2600-1 国際医療福祉大学 医療福祉学部 若倉健



組織広報委員会

長 秀紀

11月15日に第26号の会報を発行しました。今回の発行に向けて委員間で編集を行ってきました。委員会は、会報の編集を主なテーマとして、随時栃木市で集まり行なっています。ちなみに、次回の会報は3月発行予定です。また、今月の19日(土)には宇都宮市内で新年会を開催します。会員の交流と情報発信に関心ある方の参加お待ちしております。



五団体関連委員会

原田 欣宏

去る12月22日(土)に第4回とちぎソーシャルワーク学会がとちぎ福祉プラザにて開催されました。午前中は基調講演「社会保障の中での貧困—貧困・格差・不公平と社会保障制度—」と題して、首都大学東京 都市教養学部 教授の岡部卓先生にご講演いただきました。今日、格差の問題は報道などで多く取り上げられていますが、何が原因か、そして今後の課題について分かりやすくお話をいただきました。午後は学会発表が行われました。

今後の予定は以下のとおりです。2月24日(日) 公開セミナー 認知症ケアについて(仮)・3月15日(土) 研修セミナー 介護福祉士・社会福祉士法改正の内容と今後の専門職のあり方について(仮) みなさんふるってご参加ください。



社団法人化特別委員会

大門 亘

総会后、残務調整と最終書類の作成に入り、12月14日に県に書類を提出しました。現在、当初の予定通り今年中に許可が下りるかどうかなはらはらしながら待っているところです。社団化は県へ提出する書類だけではありません。それとは別個に、経理に関する実務処理や職員雇用に関すること、公益事業や収益事業に関すること、登記事務等々、多くの山を越えていかなければなりません。それらの問題が処理され、軌道に乗るのには2月いっぱいにかかると思っています。その後、3月になると次年度の事業計画、予算書の作成が待っており。それが済むと5月には支部としての決算と社団としての決算の二つの大仕事があります。気が抜けません。社団化へのルールがうまく切り換えられますよう、皆さんとともに力を合わせて行きたいと思っています。よろしくお願ひ申し上げます。



県北ブロック

上新 達也

12月1日に地域包括委員会と合同で地域包括の社会福祉士を対象とした研修会を開催し、21名の参加がありました。今後の予定としては、県北の全社会福祉士を対象に、2月16日に研修会を開催する予定です。県北の皆様のご参加をお待ちしております。



県西ブロック

菊池 浩史

県西ブロックでは、12月2日に鹿沼市にて「1日でコミュニケーションが上達する講座」を開催いたしました。これは、研修交流委員会との共催によるものです。当日は、委員を含め43名の参加があり、アンケートでも好評をいただきました。

県西ブロックの今後の活動は未定ですが、これからも日光・鹿沼・西方の会員の参加をお待ちしております。



県央ブロック

立川 正史

12月15日(土)に宇都宮市内で忘年会を開催しました。参加者10名とこじんまりとしていましたが、日頃はなかなか話せない会員同士、和気あいあいと楽しい時間が過ごせました。こういった交流会も今後、定期的で開催していければと思っています。2月3日(日)に地域包括支援センターに関する研修を研修委員と企画しています。少しでも関心のある方は、ぜひご参加いただければと思います。県央ブロックの委員会活動への参加も随時受け付けております。



県東ブロック

小田戸 豊行

県東ブロックでは、先日会報でお知らせした通り平成20年1月18日にブロック研修を企画しており、委員で準備を進めています。「県政出前講座」を活用しての研修で栃木県障害福祉課の方に講師を依頼し、「障害者自立支援法」についてみんなで勉強していこうと考えています。今後も社会福祉士として必要な知識、また身につけておきたい知識などの研修を随時行っていききたいと思っていますので、興味のある方は声をかけてください。



県南ブロック

藤見 雅嗣

11月には今年の県南ブロックの目玉企画である「みんなも独立型社会福祉士になろう」と題して、NPO法人風の詩の永島さんから講話をいただきました。永島さんの生い立ちや展望を通じて「我々も明日から頑張ろう」というパワーを頂き、参加者が和やかな雰囲気にも包まれた機会でした。今後、小山会場での課題設定が未定となっておりますので、参加者を増やし、有意義な機会となるよう考えています。また、12月には地域包括センターの研修会も協力でき、ブロックとしての利点を追及していききたいと思います。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。世間では目を疑うニュースが多いですが、そんな中、栃木県社会福祉士会は公益法人として再スタートしました。会報では、今後とも会員以外の方にも社会福祉士の動向を発信していきたいと思っています。会報に対するご意見・ご要望は、栃木県社会福祉士会までお願ひします。(長)